

# 住宅用火災警報器 未設置のお宅へ



消防職員が

## 住宅用 火災警報器を 無料で設置\*します

\* 事前に電話連絡 訪問は消防の赤い車両  
設置はネジ2本

### 申込みができる方

- ① 富津市在住で申込時65歳以上のみの世帯  
または身体障害者手帳の交付を受けている方が同居  
されている世帯
  - ② 現に警報器が未設置である
  - ③ 設置のため職員が寝室に入ることを承諾
- ①はどちらか、②、③が該当する方

### 申し込み方法

- 1 申請書入手\*2 → 記入
- 2 消防署に郵送又はFAX (0439-88-6500)
- 3 申込期間8月1日～8月9日(先着60名)

\*2 申請書は消防署、富津市ホームページからダウンロードできます。

#### 住宅用火災警報器とは

富津市火災予防条例により寝室に設置が義務付けられており、火災の煙に感知して音声やブザーで寝ている人に避難をよびかけるものです。

住宅用火災警報器の寿命は10年が目安です。

#### わからないことは

消防本部予防課まで

〒293-0006 富津市下飯野 2509-1  
電話 0439-88-6405